



## でんさいサービスの機能改善について

商工中金は、でんさいサービスの利便性向上のため、サービスの機能改善を行います。また、これに関連した株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、でんさいネット）の業務規程および業務規程細則の一部改正についてお知らせします。

### 1. 機能改善（実施日：2023年1月10日（火））

#### ①債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

発生記録請求（債務者請求方式）と譲渡記録請求の制限期間を支払期日の7営業日前から最短で3営業日前に短縮します。

<発生記録請求（債務者請求方式）で設定可能な支払期日>

変更前	変更後
発生日の7営業日後以降	発生日の3営業日後以降 (でんさい貸付の場合は5営業日後以降)

<譲渡記録請求が可能な期間>

変更前	変更後
支払期日の7営業日前まで	支払期日の3営業日前まで (でんさい割引の場合は5営業日前まで)

#### ②債権金額下限の引下げ

発生記録請求の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引き下げます。

### 2. でんさいネットの業務規程および業務規程細則の一部改正（改正日：2023年1月10日（火））

業務規程および業務規程細則の改正内容は[こちら](#)（でんさいネット HP）をご覧ください。

改正後の業務規程および業務規程細則は[こちら](#)（でんさいネット HP）をご覧ください。

#### 【お問い合わせ先】

商工中金 EB サポートデスク：0120-439-041

受付時間：9:00～19:00（銀行休業日を除く）